

特別職と行政委員会委員などの選任手続

ふじみ野市の誕生に伴い、新しい市長が決定するまでの間、各委員会等で選任手続が必要となります。

Q1 合併直後の市長の取扱いは？

職務執行者の選任

新設合併（対等合併）の場合、合併する市町の長は、合併の日の前日に失職することになります。このため新市長が決定するまでの間（選挙は合併の日から50日以内に実施）合併する市町の長の中から、協議により新市の長の職務執行者を決めなければなりません。なお、この新市の市長の職務執行者を選任するための協議は、10月1日までにを行い、協議書を作成することになります。

Q2 行政委員会等の委員は？

教育委員会

市長職務執行者は、合併前の市町

（合併した市町をいいます）の教育委員会の委員の中から、新市の教育委員会の委員を暫定的に選任することになります。

そして、正規の教育委員会委員が任命されるまでの間、臨時に選任された委員の互選により教育長が決まることとなります。

また、この選任された委員の任期は、新市誕生後最初に招集される議会の末日までとなります。

選挙管理委員会

議会において正規の選挙管理委員が選出されるまでの間、合併前の市町の選挙管理委員の互選により決定した者（定数4人）が、暫定的に選挙管理委員の職務を行うこととなります。

固定資産評価審査委員会の委員

新市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者は、合併前の市町の固

定資産評価審査委員会の委員の中から選任した者をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員とすることができません。

また、新市誕生後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、新市長は、合併前の市町の固定資産評価審査委員会の委員の中から選任した委員をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員になります。

監査委員・公平委員会

監査委員の委員及び公平委員会の委員については、新市長の就任をまって選任することになります。

農業委員会

合併前の市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後一年間、新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

Q3 助役と収入役は？

助役

新設合併の場合、新市の市長が選出され、議会の同意を得て助役を選任することになります。

収入役

収入役が欠けた場合は、その職務を代理する者を決めておく必要があります。新設合併の場合は、新市発足と同時に市長職務執行者が収入役職務代理者を選任することになります。



特別職と各種行政委員会委員の選任方法

区分	新市誕生 H17.10.1	初議会	新市長 (選挙後)	新市長 初議会
市長	失職	市長職務執行者	新市長	新市長
助役	失職	助役不在期間	市長が議会の同意を得て選任	市長が議会の同意を得て選任
収入役	失職	収入役職務代理者		
議会議員	平成19年4月まで在任			
教育委員会	失職	暫定教育委員会	市長が議会の同意を得て選任。委員は市長職務執行者が旧委員から5人選任。委員長は委員の選挙で選任	
		教育長	教育長は旧委員の互選で選任	
		選挙管理委員会	暫定選挙管理委員会	
選挙管理委員会	失職	委員	初議会の選挙で選任。委員長は委員の選挙で選任	
		委員	委員は旧委員の互選で4人選任。委員長は委員の選挙で選任	
公平委員会	失職	公平委員会の委員不在期間	市長が議会の同意を得て選任	
監査委員	失職	見	市長が議会の同意を得て選任	
		議	議会から選任	
農業委員会	平成18年9月まで在任			
固定資産評価審査委員会	失職	暫定固定資産評価審査委員会	条例で委員数を定め、議会の同意を得て選任	
		市長職務執行者が旧委員から選任	新市長が選任	